

「海部医療圏保健医療計画」の見直し経過

年月	県計画	海部医療圏保健医療計画
平成 29 年 4～6 月	(たたき台案作成)	(たたき台案作成)
7 月	7/7 県医療体制部会 (素案検討)	7/5 関係機関へ照会 (素案作成) 7/31 第 1 回海部医療圏保健医療計画策定委員会 (素案検討)
8 月		8/4 策定委員会委員・関係機関へ照会 (素案修正・原案作成) 8/25 第 1 回海部圏域保健医療福祉推進会議 (原案検討) 8/31 (原案を本庁へ提出)
11 月	11/6 県医療体制部会 (試案検討) 11/29 県医療審議会 (原案修正・原案決定)	(原案修正)
12 月	12/15 パブリックコメント (～1/14) 市町村・県三師会等へ意見照会	12/8 海部圏域医療及び介護の体制整備に係る協議の場
平成 30 年 1 月	(原案修正)	(原案修正)
2 月	2/14 県医療体制部会 (原案修正・案検討)	2/2 第 2 回海部医療圏保健医療計画策定委員会 (原案修正・案作成) 2/9 第 2 回海部圏域保健医療福祉推進会議 (案検討・案決定) 2/28 (案を本庁へ提出)
3 月	3/28 県医療審議会 (答申) ⇒策定	

「海部圏域医療及び介護の体制整備に係る協議の場」について

1 目的

平成 28 年 12 月 26 日に一部改正された国の「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」において設置することとされ、医療審議会等で議論する前段階で、医療計画、市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う。

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（抜粋）

（平成 26 年 9 月 12 日告示 平成 28 年 12 月 26 日一部改正）

第 2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

（前略）また、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画については、平成 30 年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるが、これらの計画の整合性を確保するためには、当該年度を見据えつつ、それぞれの計画において、医療及び介護の連携を強化するための以下の取組を推進していくことが重要である。

1 計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

3 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

（前略）特に、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要である。市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。

2 開催状況

(1) 日時 平成 29 年 12 月 8 日（金）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

(2) 場所 津島保健所 2 階大会議室

(3) 出席者 津島市医師会長、海部医師会長、管内各市町村高齢介護担当課長及び保健衛生担当課長

事務局（津島保健所、海部福祉相談センター、健康福祉部医療福祉計画課及び高齢福祉課）

3 協議内容

次期愛知県地域保健医療計画、第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画における、地域医療構想の平成 37 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえた、統合的な整備目標・見込み量の推計について

○ 次期医療計画と第 7 期介護保険事業（支援）計画において見込む追加的需要（在宅医療の需要及び介護サービスの見込み量）

・市町村： 介護保険事業計画に反映する。

・県： 医療計画において「在宅医療対策」に関する項目に必要事項を反映するとともに、療養病床の基準病床数算定を行う。